

-環境省-

浄化槽の設置に係る交付金の標準工事費等の改定等について(環境大臣宛て)

浄化槽の設置に要する交付対象事業費について実態調査の結果を反映した基準額とした場合に
低減できた交付金相当額(支出) 1億3589万円

1 事業の概要

(1) 浄化槽設置整備事業の概要

環境省は、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律等に基づき、公共用水域の水質保全を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、し尿と台所、浴室等からの生活雑排水とを併せて処理する浄化槽の整備を実施する市町村に対して助成を行っている。

市町村は、浄化槽設置整備事業実施要綱等に基づき、浄化槽の設置を行う個人等に対して、その設置に要する費用を助成する浄化槽設置整備事業を実施しており、同省は、同事業を実施する市町村に対して、循環型社会形成推進交付金又は地方創生汚水処理施設整備推進交付金(これらを「交付金」)を交付している。

(2) 交付金の交付額の算定方法

交付金の交付額は、循環型社会形成推進交付金については循環型社会形成推進交付金交付要綱等に基づき、また、地方創生汚水処理施設整備推進交付金については地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱等(浄化槽設置整備事業実施要綱、循環型社会形成推進交付金交付要綱等及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱等を「要綱等」)に基づき、いずれも次のとおり算定することとなっている。^(注1)

- ① 浄化槽の能力及び人槽ごとに同省が要綱等に定めた基準額(基準額)と、浄化槽の設置者に対して市町村が助成するために必要とする経費とを比較して、少ない方の額を交付対象事業費とする。
- ② ①で算出した交付対象事業費に、地域等ごとに定められた交付割合(1/3又は1/2)を乗じた額を交付金の交付額とする。

(注1) 人槽　　浄化槽の処理能力(大きさ)の単位で、何人用のものかを示す。

(3) 基準額の設定等

同省は、基準額の設定に当たり、浄化槽を、その能力に応じて、通常の浄化槽(通常型)、窒素又はリンを除去する能力を有する浄化槽(高度処理型)等に区分し、都道府県を通じて毎年度行っている浄化槽の本体価格及び浄化槽の設置工事費(これらを「設置工事費」)の実態調査(実態調査)のデータを基にして、能力及び人槽ごとに浄化槽1基当たりの平均的な設置工事費(平均工事費)を算出している。そして、平均工事費を基に標準工事費を決定し、浄化槽による生活雑排水等の処理のうち社会的便益となる4割相当分について公費で負担するという考えに基づき、標準工事費により基準額を算定している。

同省は、上記のとおり、毎年度実態調査を行っており、実態調査の結果を反映するなどして標準工事費及び基準額(これらを「標準工事費等」)を改定することとしている。そして、標準工事費等について、通常型は、昭和62年度に設定されてから平成19年度までに4回改定が行われているが、高度処理型は、11年度に設定されてから一度も改定が行われていない。

2 本院の検査結果

我が国では、毎年度、10万基を超える浄化槽が設置されており、同省は、浄化槽設置整備事業を実施する市町村に対して、毎年度、多額の交付金を交付している。

そして、同省によれば、各年度に設置された浄化槽の基数について、かつては通常型がほとんどを占めていたものの、21年度に高度処理型が通常型を上回り、29年度には設置された浄化槽112,78

4基のうち、高度処理型が87,285基(77.4%)を占めている。

(注2)
そこで、同本省、20都道府県及び605市町村において、29、30両年度に本件事業により設置された浄化槽のうち、通常型及び高度処理型計52,734基の設置に対する交付金相当額計67億3384万円を対象として検査した。

上記の605市町村において、29、30両年度に浄化槽設置整備事業により設置された浄化槽の基数を人槽別にみると、通常型では5人槽及び7人槽が計1,668基、高度処理型では5人槽及び7人槽が計49,197基となっており、それぞれの設置基数に対して、この2区分で93.6%及び96.6%を占めている。

そこで、設置基数に占める割合が多い5人槽及び7人槽について、現在の基準額の設定の基となつた平均工事費(通常型は17年度、高度処理型は10年度)を基準として、その後の平均工事費の推移をみたところ、通常型は、おむね横ばいとなっていた一方で、高度処理型は、おむね減少傾向となっていた。そして、高度処理型について、対10年度比の平均工事費の変動率をみたところ、10年以上にわたりマイナス10%を下回る状態が続いている、29年度はマイナス13.5%及びマイナス14.7%となっていた。

このような状況下で高度処理型の基準額が改定されていないのは、通常型の基準額を改定した19年度以降、同省において、高度処理型の毎年度の平均工事費を把握していたものの、標準工事費等の改定が必要なほどの大きな変化が生じていないと考えていたことなどによるとしている。

しかし、前記のとおり、高度処理型の5人槽及び7人槽の平均工事費が減少傾向にあり、19年度以降も10年度当時の平均工事費と開差が生じたままとなっているのに、標準工事費等に平均工事費の減少が反映されておらず、適切とは認められない。

そこで、高度処理型の5人槽及び7人槽について、28、29両年度の実態調査による平均工事費を基に29、30両年度の標準工事費等を試算すると、基準額は設定時よりも低額となった。

そして、前記の605市町村において、29、30両年度に本件事業により設置された5人槽及び7人槽の交付対象事業費の算定に係る高度処理型の基準額の適用状況をみると、12都府県管内の66市町村において、計4,454基に対して高度処理型の基準額が適用されていた。

したがって、前記の本院が試算した基準額に基づいて、上記の4,454基(浄化槽の設置に要する交付対象事業費29年度9億3619万円、30年度11億0890万円、計20億4510万円、交付金相当額29年度3億6291万円、30年度4億7242万円、計8億3534万円)に係る交付対象事業費を算定すると、29年度7億6382万円、30年度9億4466万円、計17億0849万円となり、それぞれ1億7230万円、1億6420万円、計3億3660万円(交付金相当額1億3589万円)低減できたと認められる。

(注2) 20都道府県 東京都、北海道、大阪府、秋田、福島、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、岡山、香川、高知、福岡、鹿児島、沖縄各県

3 本院が要求する改善の処置

同省において、浄化槽設置整備事業の実施に当たり、実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等の改定を行うよう改善の処置を要求する。